

日本福祉大学自治体推薦入学試験制度

最上町では、平成14年7月1日に日本福祉大学と「友好協力宣言」の盟約を締結し、最上町の福祉並びに教育向上と高校生の進路活動を支援するために、平成15年度に「自治体推薦入学試験制度」を創設しました。

日本福祉大学に進学を希望する方がありましたら、本制度のご利用をご検討ください。

【募集期間】 令和8年8月31日（月）から9月15日（火）

◇受付時間 ・ 8時30分 ～ 12時00分
・ 13時00分 ～ 17時00分
(土・日祝祭日除く)

◇受付場所 役場1階 教育文化課学校教育室

【応募資格】

◇最上町に住所のある方で、高校を令和9年3月に卒業見込みの者

◇最上町外に住所のある方で、新庄志誠館高校最上校を令和9年3月に卒業見込みの者

◇高校における評定平均値が下記以上の者

社会福祉学部（3.2）総合政策学部（3.2）教育・心理学部こども学科（3.0）教育・心理学部学校教育学科（3.2）教育・心理学部心理学科（3.2）スポーツ科学部（3.2）健康科学部（3.5）工学部（3.2）経済学部（3.0）国際学部（3.0）看護学部（3.8）

【推薦枠人数】 若干名

【応募手続き】 必要な書類は最上町教育委員会にあります。
町のホームページにも要綱等を掲載しています。

○お問い合わせ先
教育文化課学校教育室
☎43-2053



屋外広告物の適正な管理と点検義務について



毎年9月1日から10日までの期間を「屋外広告物適正化旬間」として、屋外広告物適正化、安全管理の強化等に全国一斉に取り組んでいます。

普段、私たちが街なかで見かけるお店の看板や案内板などの「屋外広告物」。これらは街を活気づけ、道案内をしてくれる便利なものですが、設置のルールが守られていなかったり、管理がおろそかになると、街の美観を損ねるだけでなく、台風や地震の際に落下、倒壊して思わぬ事故につながる危険があります。

サビや緩みがないか定期的な「安全点検」を行い、屋外広告物の設置・変更は、山形県の条例に基づく「事前確認」と適切な手続きをお願いします。

○お問合せ先 山形県最上総合支庁 建設部建設総務課行政係 TEL0233-29-1376

行政書士による無料相談会

相続や遺言、成年後見、農地の活用など、暮らしや仕事に関するさまざまな悩みについて、行政書士が相談に応じます。手続きや各種許認可など、どこに相談したらよいかわからないことも、お気軽にご相談ください。相談は無料です。

第1回 9月19日（土）午前9時～正午
新庄市民文化会館2階 和室

第2回 10月12日（月・祝）午前9時～正午
最上広域交流センター ゆめりあ2階 会議室

相談料 無料 ※事前予約制
第1回申込締切 9月16日（水）

問合せ・予約 山形県行政書士会新庄支部（担当：浅沼）
☎090-4885-8203

農業委員会

会 長

会長職務代理者



渡部 浩栄

月楯1/72歳/6期目



渡邊 紀栄

満沢1/70歳/8期目



松田満理子

月楯2/67歳/2期目



藤畑 智

新田1/50歳/3期目



齊藤 常久

下白川/61歳/新任



菅 倫人

野頭/41歳/新任



菅 慎一郎

東法田/52歳/新任



小林 吉雄

沢原/74歳/9期目



中島日出夫

若宮/69歳/3期目



佐藤真由美

本城2/66歳/2期目



大場 充

上鶴杉/65歳/3期目



五十嵐一春

向町5/72歳/5期目

農地利用最適化推進委員（地区担当）



菅 幸志

下小路/46歳
3期目

担当地区

赤倉、一 勿、
万騎ノ原、明
神、堺田・松根・
鍋倉、笹森、
新田、下小路、
立小路



須貝 英幸

十日町/70歳
2期目

担当地区

本城、十日町、
向町、沢原、
黒沢、源佐原、
赤沢・清水沢・
開拓



佐藤さゆり

満沢2/55歳
2期目

担当地区

上満沢、中満
沢、下満沢、
細ノ原、萱場、
月楯



齊藤 和広

下白川/51歳
4期目

担当地区

若宮、下白川、
東法田



菅 惇

法田下/57歳
3期目

担当地区

野頭、法田中、
法田下、志茂



高橋 孝彰

白川端/39歳
2期目

担当地区

大堀・白川端、
横川、清水町、
上鶴杉・薬師
原、鶴杉、瀬
見

農業委員会の新体制
を紹介します

任期満了に伴い、令和8年7月21日に12名の農業委員が町長より任命されました。
また、同日開催の第1回最上町農業委員会総会において、会長に渡部浩栄委員（月楯1）が選出され、農地利用最適化推進委員6名が委嘱されました。任期は令和8年7月20日から令和11年7月19日までの3年間です。
農業委員会は、農地等の利用の最適化（担い手への農地利用の集積・集約化の推進、耕作放棄地の発生防止と解消、新規参集の促進）を中心に、農地法に基づく農地の売買・貸借の許可、農地転用案件への意見具申などを行います。農地に関するご相談は、ぜひお近くの農業委員・推進委員までお寄せください。